

# 原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元  
「原発なくそう!九州玄海訴訟」  
原告団・弁護団

2023.Feb  
Vol.41

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



## 第41回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

新年あけましておめでとうございます。

今年は、私たちの、原発なくそう!九州玄海訴訟と原発ゼロの日本を目指す運動にとって、極めて大事な1年になります。

昨年12月の裁判では、福島県喜多方市の劇団風の

子東北の澤田修さんに、一人劇で原発事故の被害を伝えて来た体験などを意見陳述してもらいました。

一方で、政府は昨年12月末、岸田首相が8月に指示していた原発の追加再稼働や運転期間の延長、次世代原発の新増設の行動方針案を「GX(グリーン・トランスフォーメーション)実行会議」で了承して、パブコメを経て、2月に閣議決定しようとしています。日本の行方を決定する最重要政策を民意や国会の意見も聞かずに決定するのは、専守防衛の自衛隊に敵基地攻撃能力を保有させる事にした閣議決定のやり方と全く同じです。

このような逆流に対して、私たちはこの1年間「福島原発事故以前の日本に戻すな!」「民意が全く反映されていない基本方針は撤回すべきだ!」「原発ゼロの日本を作ろう!」の声を大にして、運動を掲げて行きましょう。

第41回  
口頭弁論

## 東島弁護士の ココがポイント!



原告側は準備書面92~95を提出しました。92では、福島第一原発事故によって11年間以上発生し続ける汚染水が国及び東電の誤った対応により増え続け、汚染水には危険性があるのに安上がりというだけで海洋放出がされようとしていること、玄海原発でも過酷事故での汚染水発生がありうることを主張しました。93は国の地震に対する反論への再反論です。94では、玄海町周辺の白血病

死亡率が玄海原発稼働後において他の地域よりも高いのは昔から九州等で高い成人T細胞では説明できず、原発稼働による生命身体に対する具体的な危険が存在することを新研究に基づき主張しました。95では、福島第一原発事後後の福島県内の19歳未満の子どもの甲状腺がん罹患率が統計学・疫学上有意に増加し原発事故の影響と考えることが合理的であることを主張しました。他方、国は、火山噴火の危険性について旧火山ガイドの正当性、破局的噴火を除外する正当性を主張しました。

## 目次 Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント	1
第41回意見陳述書(澤田修さん)	2-4
原発と小児甲状腺がんの関係について	5

岸田政権の「原発回帰」画策とは	6
原発建設・長期運転認可の政府案に対する要請書	7
今後の日程等	8

# 意見陳述



澤田 修さん(劇団風の子東北代表)

**1** 私は、福島県喜多方市に住む澤田修と申します。仕事は劇団風の子東北の代表を務めています。1954年に福島県喜多方市に生まれましたが、父親の仕事の関係で静岡県浜松市で幼少期を過ごしました。

大学在学中は当時深刻な社会問題となっていた水俣病の支援活動に没頭しました。大学卒業後も研究室に入り水俣病の水銀分析などの手伝いをしていました。

しかし、私が所属していた研究室の恩師が大学を去ることになり、私も職を失いました。大学卒業から2年目、1978年のことでした。

そのようなとき、子どものころに良く学校に来てくれていた「劇団たんぼぼ」の公演があると聞きました。何となく懐かしく思い、ふらっと観に行ったら、役者さんと意気投合し、そのまま制作スタッフとして入団させてもらえることになりました。

1984年、会社員をしていた父親が現役を引退し、私自身も結婚したことを機に、故郷である会津に戻ることになりました。一家で福島県喜多方市に戻り、私も5年間勤めた劇団たんぼぼから当時から東北でも公演していた劇団風の子へと移籍しました。

劇団風の子は1950年に東京の下北沢に誕生したプロの児童劇団です。主なる公演場所は、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、放課後学童クラブ、子ども劇場、おやこ劇場、文化会館などです。現在では北海道から九州まで現在では6つの劇団風の子がそれぞれの地域で活動しています。

喜多方市出身であった私は、当初は東北・信越事務所の所長としてもっぱら営業を任されていたのですが、地元にもきちんとした劇団を立ち上げたいと思い、1993年、劇団風の子東北を誕生させま

した。

**2** 2011年当時、劇団員は6人で、福島県を中心に東北6県、及び近隣の新潟県、茨城県、栃木県で年間、約200日の講演を行っていました。

私たちが主に公演していた小規模の小学校や幼稚園・保育園などは、少子化の影響によって統廃合が進み、劇団を維持していくことは容易ではありませんでした。

そのような中、2011年3月11日の東日本大震災、福島第一原子力発電所での事故が発生しました。

それまで毎年公演していた宮城県や福島県の沿岸部の幼稚園や保育園が津波で流され、浜通り地方、特に相馬郡、双葉郡からも特に子どもを抱えた世帯の多くが避難してしまい、小学校や幼稚園、保育園も移転や休園を余儀なくされました。私達の公演先も無くなり、年間にすると約30~40日くらいの公演が出来なくなりました。

避難指示が解除され、学校や幼稚園が再開されても戻ってくる子どもの数は震災前の半分以下でした。私達は子ども1人当たり800円をもらって公演していましたので、大変な減収になりました。劇団員たちに支払える給料は月10万円ほどになりました。

放射線被ばくを避けなければならない事情は劇団員も同じです。そこに収入の減少も手伝い、次々と劇団員が去り、最後に私だけが残りました。

**3** それまでは自分自身は舞台には立たず裏方を務めていた私が、プロの児童劇団として、たった1人で、福島県民のために何ができるのか。

思い浮かんだのがラジオでした。福島第一原発が危険な状態に陥り、多くのメディアが福島を離れ



ていたとき、福島県民の情報源は地元のラジオでした。ラジオ福島では社員が会社に泊まり込み、コマーシャルなしで350時間以上ノンストップで放送を続けていました。地震や津波、原発事故に関する情報に加え、家族の安否確認や生活に関する疑問、質問、避難所生活などで不安に押しつぶされそうな福島県民たちの心のよりどころになっていたのがラジオでした。

私は当時のラジオを題材にして、福島の今を伝える一人芝居「フクシマ発」を創りました。脚本も制作も、もちろん主演として舞台に立つのも私一人です。ラジオの公開生放送という設定で、パーソナリティと新聞社の震災担当者を一人二役で、時々の福島の出来事をユーモアや音楽を交えながら演じていきます。

公開生放送という設定ですので、会場インタビューとして、観客からも自由に質問してもらいます。観客から寄せられた質問には、新聞社の震災担当者扮する私が質問に答えますので、どのような質問にも誠実に真実を伝えられるよう、情報収集に多くの時間を費やしました。

2013年から始めた「フクシマ発」は、中学生以上を対象にしたものでしたが、報道をきっかけに全国から公演の依頼をいただくようになり、これまでに105回の公演を行いました。また、より小さな子ども向けにも紙芝居「子どもに伝えたい話」を創り、こちらの上演回数も75回を数えました。

**4** 子どもたちは正直です。福島県内での公演では、6才の女の子から、「ちゃんとした子どもを産め

るのかしら?」との質問を受けました。中学生の女の子からも、「福島県は地産地消運動をやってきたけど、私達は恋愛も地産地消じゃないと駄目みたい。」との発言がありました。私は、込み上げてくるものを押さえつつ、新聞社の震災担当者として、放射線被ばくによる遺伝的影響について分かっていることや分かっていないこと、当時みられた福島県民に対する差別のことも、その場しのぎの嘘や誤魔化しを交えずに、答えます。

福島県内の学校で公演した際、大熊町出身の先生が、「両親が高齢にもかかわらず、原発事故のせいで会津に避難する事になり、とても心配している。特に大熊は冬に雪などめったに降らないけど会津の冬は雪で、歩くのも大変だろう。転んでけがなどしなければ良いが…」と言っていました。大熊町役場が会津若松に移転し、多くの町民も避難したのです。慣れない土地での生活は特に高齢者にとっては大変なのです。福島県民の震災関連死は、2331人(2021年現在)になっていて、被災三県の岩手県、宮城県と比べ突出しています。

福島県外での公演では、子どもといっしょに避難したお母さんから、地元に残った父親と離婚したことや、県外に避難した子どもが避難先の学校でいじめに合い、不登校になったことを告げられることもありました。文部科学省の調査では、明らかになっただけでも約200件のいじめがあったそうです。福島からの避難という事がわかれば、嫌がらせにあたり差別されるのです。

原発被害は、人間だけでなく動物にも影響を与え、牛、豚、鶏も殺処分されました。農業、林業、漁業にも観光業にも生産業にも被害を与えました。本当に、平穏に暮らす県民の生活を全て奪ってしまったのです。6才の女の子にまで「ちゃんとした子どもを産めるのかしら?」と言わせる世界を創ってしまったのです。

そういう意味では、日本国憲法に保障されたはずの人間らしく生きる権利や家族いっしょに暮らす権利、いかなる国民も差別されない権利、居住、移転、職業選択の権利、健康で文化的な最低限度の生活の権利、これら全てが奪われたのです。全ては

原発事故が原因なのです。

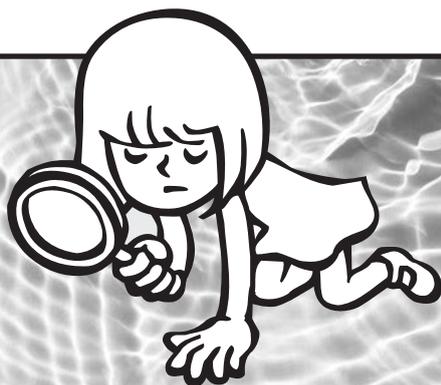
先日、国連人権委員会任命の専門家(セシリア・ヒメネス・ダマリー氏)による福島原発事故避難者に対する実態調査が行われ、記者会見がありました。その専門家は、国内避難民を強制避難者と自主避難者に区別することは国際人権法に基づかないものであり、早急に支援の格差を是正することが大切だと言っていました。また、福島県が、自主避難者に対する住宅補助を打ち切り、立ち退きを求めて訴訟を提訴していることは明らかな人権侵害だと指摘しました。

**5** 岸田総理は、原発の再稼働を積極的に進めようと、延長期間の20年の見直しを検討し、なお且つ、新規の原発の建設も計画に入れるそうです。私

にはとても理解できません。

私は先日、「世界で一番安全な場所」という映画を観ました。これは、世界で最も著名な原子力学者が、映画監督といっしょに世界中の原子力発電所から出た核のゴミの処分場に適応できる場所を探していくドキュメンタリーでした。結局、世界中どこを探しても核の最終処分場に適応する場所は見つからなかったという内容です。

様々な課題や問題を考えると、これ以上原子力発電所を稼働してはいけないというのが私の意見です。何よりも、かけがえのない地球をこれ以上汚さないで、子どもや孫の世代に渡していきたいし地球上の生物の全ての生命を大切にしたいので、原子力発電所に異を唱えるものです。もちろん、核兵器もです。



## Column

### 汚染水の海洋放出

地元住民らの理解と合意を得ないまま一体どこへ

昨年夏、東京電力は原子力規制委員会の認可や県などの了解を前提に放出設備の建設を強行した。「はじめに海洋放出ありき」で、そこで生活する地元民や漁民たちの声は置き去りのままだ。順番があべこべといえる。

そもそも2015年に東京電力は、「関係者の理解なしには(汚染水の)処分はおこなわない」と明言していた。しかし、いとも簡単に手のひらを返し、あろうことか今では国や東京電力は積極的に地元テレビやCMをつかって、あたかも地元民や漁民たちの理解が進んでいるかのようなキャンペーンを展開しているのである。

過去にはこういうことがあった。水俣病が解決していないのに、国が一方的に水俣湾内の「仕切り網」を撤去させたことを彷彿させる。その水俣病は未だに全面解決には至っていない。

汚染水放出設備の工事が難航している現状、国には相当な焦りさえ感じられる。西村経産大臣は福島県漁の野崎哲連会長との面会で「関係者の理解なしには処分しない方針で臨む」としていたが、何をもって「理解を得た」というのだろうか、まったく理解に苦しむ。

漁民の友人が言っていた、「自然に逆らえば、必ずや自然は取り返しにくる」と。

(事務局 林田)

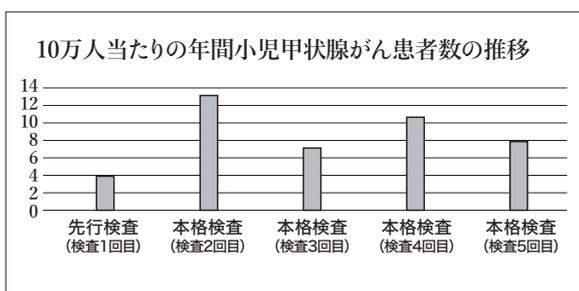
# 福島第一原発事故による 子どもの甲状腺がんの増加

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団  
弁護士 服部友祐

**1** 皆さんは、原発事故後、福島県内で小児甲状腺がん患者が増加していることをご存じでしょうか。

以下では、福島県民健康調査の結果をもとに、福島県における小児甲状腺がんの発生状況を2つの視点から取りまとめました。

**2** まず、各検査段階での10万人当たりの年間の小児甲状腺がん患者数を算出したところ、以下のグラフのとおりになりました。



一般的に小児甲状腺がんは年間10万人あたり0.1～0.2人といわれていますから、少なくとも「数十倍」発生していることとなります。

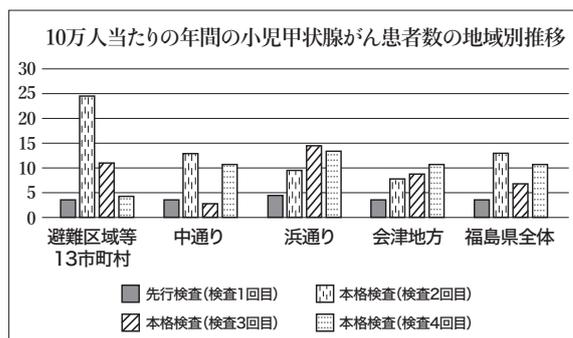
検査1回目と検査2回目の新規患者数を比較した時、約4人から約13人へと3倍程度増加していることが分かります。

このような結果について、福島県民健康調査は原則として全県民を調査対象としているため、潜在的ながん患者が偶然に発見された場合も多数含まれており、患者数が増えるのは必然であるとの批判もあります。

しかし、そうであれば、検査1回目で最も多くの患者の掘り起こしが生じ、必然的に患者数も最多となるはずですが、検査2回目以降の患者数の方

が顕著に多くなっています。この傾向は、原発事故で被ばく後、一定の潜伏期間を経て、徐々に発症者が出現していることを示しています。

**3** 次に、福島県を、避難区域等13市町村、中通り、浜通り及び会津地方の4地区に分けて、各地域間で10万人当たりの小児甲状腺がんの年間の新規患者数を比較しました。その結果が、以下のグラフになります。



すると、①被ばく量の最も多い避難区域等13市町村で、他地域より早期に突出した変化が生じ、②検査2回目では、事故現場から遠ざかるほどに患者数が減少していることが明らかとなりました。

通常、近接する地域間で病気の発症率を見たとき、何らかの外部的影響を受けない限り、その地域間に有意な差は生じないはずですが。

この変化は、時的場所的に鑑みて、福島原発事故という外部的影響を受けた結果と考えるのが合理的ではないでしょうか。

**4** このように原発事故は、子供たちの将来に大きな爪痕を残しているのです。



# 岸田政権の「原発回帰」画策とは…

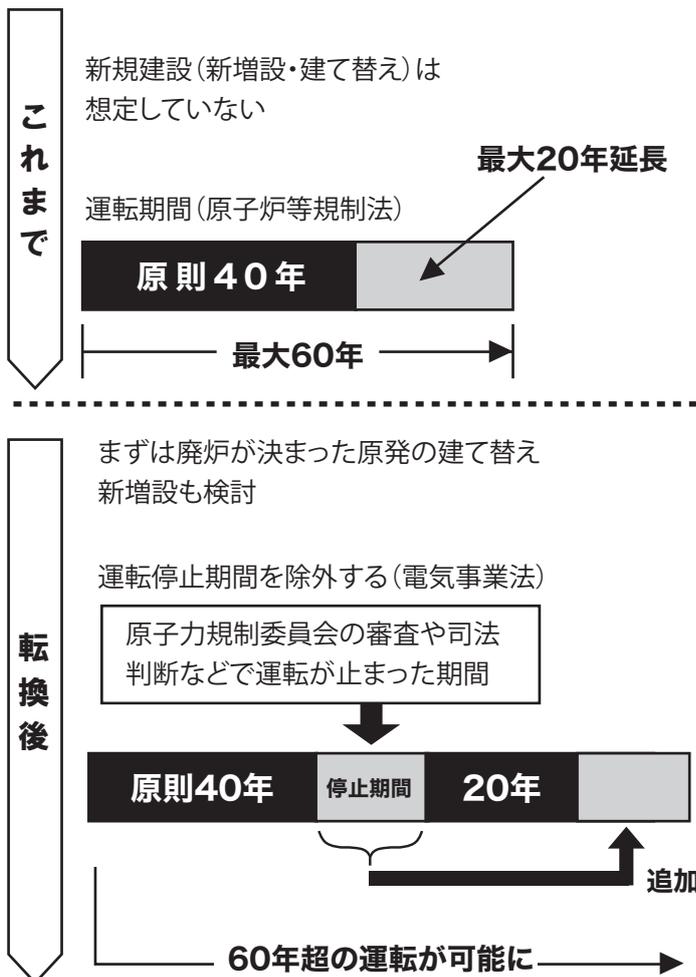
2022年12月22日、政府は脱炭素政策を議論する「GX(グリーン転換)実行会議」を開催しました。

これまで「原則40年、最長60年」とした運転期間から、原発再稼働のための審査対応で停止した期間を除外し、60年超の運転を可能とする基本方針を決定。

政府はこれまで福島第一原発事故後、原発に対する国民世論の厳しさを考慮し、原発の依存度低減をあげ、原発の新增設や建て替えを「想定しない」としてきました。

しかし今回、180度政策転換をし、次世代型への建て替えを2030年代の運転開始を目指すという強行策に転じています。すでに廃炉が決まった原発施設を対象にすることも含まれています。

避難者の問題は置き去りにしたまま、見通しの立たない使用済みの核燃料の処分問題や避難計画、汚染水の海洋放出など、課題は山積しています。また、第6次エネルギー基本計画で示した「再生可能エネルギーの主力電源化」についても実現すべき具体的政策は進んでいない状況です。こうした暴挙は断じて許せません。



## 原発活用策の課題とは？

新たな活用策	課題
60年超運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制手法は未定</li> <li>地元の不安の解消</li> </ul>
再稼働促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元理解や避難計画の整備</li> <li>相次ぐ不祥事やトラブル</li> <li>審査の長期化</li> </ul>
次世代型原発	<ul style="list-style-type: none"> <li>莫大な建設費</li> <li>新たな規制の整備</li> <li>技術は開発途上</li> </ul>
放射性廃棄物への対応加速	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済み核燃料の処理工場は未完成</li> <li>最終処分場の建設地決まらず</li> </ul>

# 岸田総理、西村経産大臣あてに 政府の原発推進の基本方針案を 撤回するよう求める要請書を送達しました



2022年12月27日、九州玄海訴訟原告団の代表が佐賀県庁で記者会見をおこない、抗議を込めた要請書を岸田総理、西村経産大臣あてに送達しました。

この中でさらに、玄海原発施設からもトリチウム水がたれ流されていること、白血病との関係性が疑われていること、また過去に4度ほどおこなった風船プロジェクトを通して玄海から飛ばした風船が数日間で奈良や中国四国地方まで飛んだとする意見も出されました。

そのうえで世界情勢を鑑み、ミサイルによる攻撃で過酷事故になる恐れや九州電力があまりもしない電力不足をPRする一方でオーバーロードを理由に太陽光などの再生可能電力を受け入れていないと指摘しました。

## 要 請 書

### 原発の新規建設や60年以上の運転を認める政府基本方針案の撤回を求める

政府は去る12月22日、原発の新規建設や60年以上の運転を認めることなどを盛り込んだ「GX(グリーン・トランスフォーメーション)実現に向けた基本方針案」を打ち出しました。これは、2011年のフクシマ原発事故の反省に立って策定された従来の原発政策を否定し大転換するもので、国民の生命財産を著しく危険にさらすものです。ついては、私たちはこれに強く抗議し、撤回を求めます。

**1.** 私たちは九州電力玄海原発の操業停止を求めて2012年に九州電力と国を相手取って訴訟を起こし、原告は現在10,373名、41回の口頭弁論を経過しました。玄海原発の所在する佐賀県の住民や近隣県民にとっても、このたびの原発政策の大転換は到底看過できることではありません。

**2.** 政府は第6次エネルギー基本計画(2021年)でも原発維持の方針を示していますが、原発の新增設や建て替えに関しては盛り込まず、「原発依存を可能な限り低減する」としてきました。しかし、このたびの基本方針案では初めて新增設や建て替えを明記しました。このような重大事を国会の審議も経ず、国民の意見も広く聞くことをせずに拙速に進めることは、民主主義の趣旨を踏みにじるものであり、フクシマ原発事故により多大な被害を受けた人々の傷口をえぐるような暴挙といわざるを得ません。

**3.** 原発の運転期間を原則40年間とすることは原子炉等規制法に盛り込まれています。そのため、40年運転を前提として設計施工されています。1回限り延長

できるのは特例とされてきました。それを正当な根拠もなく20年まで延長できると変更するのは安全性を無視した暴挙です。

**4.** しかも、運転停止期間を運転期間から除くというルール変更は合理的根拠がありません。停止中でも金属の腐食等は進みます。仮に10年間停止していた場合、最長70年まで運転できるようになるというのは、無謀としか言えません。

**5.** 原発の新增設には10年から20年以上を要します。それはつまり、現在の電力需要には対応できず、しかも喫緊の課題である二酸化炭素削減にも貢献できないことは明らかです。

**6.** 「次世代革新炉」はこれから開発するというもので実現性は不明であり、根拠のない期待を持たせるものです。

**7.** 美浜原発3号機は40年を超えて運転する原発として初めて、原子力規制委員会による安全性審査を経て稼働が認可されました。しかし今後は経産省が「利用政策」の観点から審査することになります。産業上の利便性を最優先する制度に切り替えるという重大な方向転換は、国民の安全をないがしろにするもので、断じて許容できません。

**8.** 玄海原発は九州の西端に位置しており、もし過酷事故が起きたら大量の放射性物質が偏西風に乗って北部九州のみならず、日本全域を覆い、人の住めない国土となる恐れすらあります。



私たち自身の手で  
「未来のエネルギー社会づくり」を!

## 飯田哲也さん 講演会

**3月5日** 13:30会場  
14:00開演

**場所** 福岡県弁護士会館  
(福岡市中央区六本松4-2-5)  
※オンライン視聴も準備中

**資料代** 500円  
学生は無料、  
オンライン参加者も500円

**問合せ先** 佐賀市中央本町1-10-3F  
佐賀中央法律事務所気付  
「原発なくそう!九州玄海訴訟」  
原告団・弁護団  
Tel.0952-25-3121

1959年山口県生まれ。  
京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻修士課程修了。  
福島第一原発事故後の2011年10月、内閣官房原子力事故再発防止顧問会議の委員に就任。  
地域住民の合意に基づく再生エネルギーの普及や全国各地で環境対策やエネルギー政策の支援活動をおこなう。



### 今後の日程



#### 第43陣追加提訴のご案内

2023年 **3月30日(木)**  
13:00 佐賀県弁護士会館集合  
※締め切りは3月24日(金)午前

#### 第44陣追加提訴のご案内

2023年 **6月22日(木)**  
13:00 佐賀県弁護士会館集合  
※締め切りは6月16日(金)午前

#### 第42回裁判のご案内

2023年 **4月28日(金)**  
13:30 佐賀県弁護士会館集合  
14:00 進行協議  
15:00 口頭弁論  
模擬裁判・報告集會会場/  
佐賀県弁護士会館

#### 第43回裁判のご案内

2023年 **7月21日(金)**  
13:30 佐賀県弁護士会館集合  
14:00 進行協議  
15:00 口頭弁論  
模擬裁判・報告集會会場/  
佐賀県弁護士会館

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団  
発行責任者/長谷川照  
発行日/2023年2月5日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付  
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123